

令和2年度 第4回 瑞穂市地域ケア会議（成年後見制度中核機関設置準備会） 会議録

- ・日 時 令和2年2月17日（月）13：30 ～ 15：30
- ・場 所 瑞穂市総合センター2階 交流ルーム

審議の概要

- 1 あいさつ
- 2 事例検討について
- 3 後見人の支援方法について
- 4 その他

議事

飯沼会長 開会宣言

地域福祉高齢課長 あいさつ

老人福祉法第11条第1項第1号に規定する「やむを得ない措置」について原案どおり可決事例について検討

飯沼会長 「後見人の支援方法について」事務局から説明をお願いします。

事務局より資料について説明

飯沼会長 今回は助成制度についての意見を出すという事ですが、各委員からご意見を願います。

岡川委員 まず申し立て助成については親族申し立てを対象にするのかというのは本当に難しい。本人に資産がないというのは割と調査がし易いが親族の資産は調査が難しい。例えば、親族が申立人として協力はするが申立費用の負担は出来ないとされた場合にどうするのか。このような場合に助成を行うのかどうか明確に定めた方が良い。

報酬助成の対象者はどうするのか。厚生労働省は親族も含むとしているが、具体的な資産要件等を細かく条件を定めた方が良い。ただし、流動性の低い不動産を資産要件に加える事は避けて欲しい。

助成額について、裁判所は消費税別で決定をされると思うので、消費税も対象となるようにして頂けると良い。

中原委員 近隣の市町は月額で決めている場合が多く、後見人が選任されてすぐに被後見人さんが亡くなるケースの場合、報酬助成が出ない場合がある。短期間であっても大変な事務が多いので月額という決め方はやめて欲しい。
岐阜市や大垣市の制度は使い勝手がとても良い。「やむを得ない措置」を活用しつつ後見制度も活用できるという点では岐阜市の制度がとてもバランスが良いと思う。

飯沼会長 後見人の報酬額は裁判所が決めているので、各市町で助成額の上限を決められてもと思うが、裁判所では報酬額をどのように決定されているのか。

村田次席書記官 報酬に関しては裁判所全体で検討して弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等と調整をしているところなので今後変更の可能性があるが、現状としては、岐阜県内においては本人の流動資産が1千万以下とか500万円以下といった場合には月額2万円が目安になる。
全国の裁判官の中には市町村の報酬助成を考慮して報酬額を決める裁判官もいるが、岐阜県では報酬助成の有無に関わらず報酬額を決めている。ただ、報酬助成が無い場合、後見人報酬が支払われないケースがあるようだ。

飯沼会長 今まで財産管理的な側面から報酬額を決定された事が多かったが、ここ1～2年の間に身上監護的な業務を求められるようになってきた。現状では月額2万円ぐらいが目安であるというお話であったが、被後見人の財産の有無に関わらず業務が多くなれば月額2万円よりも高くなる場合があるのか。

村田次席書記官 それは各裁判官の判断による。岐阜県は名古屋高裁管内で1番高い。市町村の報酬助成額を考慮して報酬額を決める裁判官もいるので、なんとも言えない。ただ、本人のために多くの業務を行ったので、その分について報酬額について加算するという考え方については、裁判所と専門職団体と折衝をしているところ。報酬額を低額に抑制しようというつもりはないが、国民の理解を得られる額に落ち着かせる必要があるとは思っている。

飯沼会長 報酬額は、裁判所（裁判官）によって決まるという事なので、市町村の側で助成額の上限を決めてもあまり意味がない。裁判所が高額な報酬額を決める事も無いので、助成額の上限を具体的な金額で規定するのではなく、「裁判所が決定した額」という形でも良いと思う。

村田次席書記官 親族後見の場合、不正行為の危険がある場合がある。その場合、後見監督

人を付ける場合があるが、後見監督人の報酬については助成制度がない自治体が多い。後見監督人に対する報酬助成制度があると、より被後見人のためになり、後見活動がし易くなると思う。これから瑞穂市が報酬助成制度の創設について検討をされる場合には、後見監督人に対する報酬助成についても検討頂きたい。

中原委員 多くの自治体は、被後見人が在宅であるか施設入所であるかで助成額を分けているが、現場的には関係ない。在宅の方で上限額が2万8千円である自治体が多いが、この会議で検討される事例で報酬額が2万8千円となる事例はまずないので、こんなに高くなくて良いと思う。
その代わり、適用基準を緩和して柔軟に対応できる制度にして、最低限2万円を確保して頂きたい。

飯沼会長 裁判所は公平な金額を決定するので、裁判所が決定した金額を助成するという形で定めてもらえれば良いと思う。

中原委員 報酬額の満額を助成して頂けるのであれば有り難いが、一部は本人から一部は助成からという事でも良いと思う。

岡川委員 在宅は2万8千円、入所は1万8千円というのは厚生労働省の例示にあり、多くの市町村はその影響を受けている。現状に即していただくと良い。
新しく報酬助成の要綱を作るのであれば、後見業務が年度をまたぐことが往々にしてあるため財政部局の理解をいただいております。

中原委員 報酬助成について被後見人に対して助成をする自治体がある。理屈は理解できるが、本人が亡くなった時に困るので、後見人の名で申請し、後見人に対して助成金を支払う仕組みにして頂けると良い。

村田次席書記官 裁判所の報酬付与の審判書が被後見人の財産の中から付与する形になっているので、厳格に考えている自治体はそのような対応となっていると思われる。全国の事例の中では報酬の二重取りとなっていた例もある。

飯沼会長 その他、ありますか。

中原委員 報酬助成は専門職のみ対象か。

事務局 まだ、何も決まっていない。

中原委員 親族後見に対する支援は考えていないのか。

事務局 それも含めて検討する。

飯沼会長 「成年後見人、保佐人、補助人ハンドブック」の配布について説明をお願いします。

事務局 「成年後見人、保佐人、補助人ハンドブック」の説明

事務局より事務連絡をして閉会